

行方不明者発見活動に関する訓令

〔最終改正 令和 8 . 3 . 27 京都府警察本部訓令第 7 号〕

（趣旨）

第 1 条 この訓令は、行方不明者発見活動に関する規則（平成21年国家公安委員会規則第13号。以下「規則」という。）等に定めるもののほか、個人の生命及び身体の保護を図るために行う行方不明者の発見のための活動、発見時の措置等（以下「行方不明者発見活動」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（特異行方不明者の呼称）

第 2 条 規則第 2 条第 2 項各号に規定する特異行方不明者の呼称は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する者は、凶悪犯被害者とする。
- (2) 規則第 2 条第 2 項第 2 号に規定する者は、福祉犯被害者とする。
- (3) 規則第 2 条第 2 項第 3 号に規定する者は、事故遭遇者とする。
- (4) 規則第 2 条第 2 項第 4 号に規定する者は、自殺企図者とする。
- (5) 規則第 2 条第 2 項第 5 号に規定する者は、自傷他害のおそれのある者とする。
- (6) 規則第 2 条第 2 項第 6 号に規定する者は、自救無能力者とする。

（人身安全対策課長の責務）

第 3 条 人身安全対策課長は、行方不明者発見活動の全般の事務に当たるとともに、警察職員（以下「職員」という。）に対する指導教養を徹底し、規則第13条第 1 項に規定する行方不明者照会（以下「行方不明者照会」という。）を励行すること等により、行方不明者発見活動の効果的な運営に努めるものとする。

2 人身安全対策課長は、行方不明者発見活動に関し関係都道府県警察との調整を行うものとする。

（警察署長の指揮等）

第 4 条 警察署長（以下「署長」という。）は、規則第 6 条第 1 項又は第 2 項の規定により届出を受理したときは、行方不明者発見活動のため十分な体制を構築するほか次に掲げる事項について指揮するものとする。

- (1) 規則第 8 条に規定する報告
- (2) 規則第 9 条に規定する事案の引継ぎ
- (3) 規則第10条に規定する情報の記録及び活用
- (4) 規則第11条に規定する判定
- (5) 規則第14条に規定する資料の公表
- (6) 規則第20条に規定する措置
- (7) 規則第21条に規定する特異行方不明者手配
- (8) その他署長が必要と認める事項

2 署長は、規則第 9 条第 1 項の規定により引継ぎを受けたときは、前項に準じて指揮するものとする。

3 署長は、前 2 項に規定する指揮をするときは、警察共通基盤システムにおける相談業務・人身安全関連業務等システムによる行方不明者情報管理業務（以下「行方不明システム」という

。)に登録することにより行うものとする。

(行方不明者届の受理等)

第5条 署長は、規則第6条第1項又は第2項の規定により届出を受理するときは、届出をしようとする者が規則第6条第1項各号のいずれかに該当する者であるかを確認した上で受理するものとする。

2 署長は、前項に規定する届出に係る行方不明者が凶悪犯被害者と認められるときは、直ちに捜査第一課長と協議し、早急に行方不明者発見活動のための必要な措置を講じるものとする。

(行方不明者届の受理時の措置)

第6条 署長は、行方不明者届を受理したときは、規則第7条第1項の規定による措置のほか、必要な調査を行うものとする。

2 署長は、規則第7条第2項に規定する説明をするときは、次に掲げる場合にその旨を連絡するよう当該行方不明者届をした者（以下「届出人」という。）に指導するものとする。

(1) 行方不明者に関する新たな情報を得た場合

(2) 行方不明者の帰宅又は所在を確認した場合

(3) 届出人の住所や連絡先が変更される場合

3 規則第7条3項の行方不明者届受理票（以下「受理票」という。）の作成は、行方不明システムに必要な事項を登録することにより行うものとする。

(行方不明者に係る事項の報告等)

第7条 規則第8条第1項及び第4項に規定する報告は、行方不明システムに登録することにより行うものとする。

(事案の引継ぎ)

第8条 規則第9条第1項の規定による引継ぎは、あらかじめ事案を引き継ぐ旨を警察本部長（以下「本部長」という。）に報告（人身安全対策課長経由）するとともに、行方不明システムの引継情報に登録することにより行うものとする。この場合において、他の都道府県警察の署長（以下「他府県署長」という。）に引き継ぐときは、人身安全対策課長を通じて行うものとする。

(事後に取得した情報の記録及び活用)

第9条 行方不明者届を受理した署長（規則第9条第1項の規定により引継ぎを受けた署長を含む。以下「受理署長」という。）は、行方不明者届を受理した後に取得した当該行方不明者に係る情報について、確実に行方不明システムの経過情報に登録し、所属において共有するとともに、規則第21条の規定により特異行方不明者手配を行っている場合には、手配先の署長と共有するなど、行方不明者の発見のための活動に積極的に活用するものとする。

(特異行方不明者の判定の報告)

第10条 規則第11条第2項に規定する報告は、同条第1項に規定する判定の結果等を本部長に報告するとともに、行方不明システムの経過情報等に登録することにより行うものとする。

(行方不明者照会)

第11条 行方不明者照会は、行方不明システムにより行うものとする。

2 署長及び警察本部の行方不明者発見活動を行う所属の長（以下「署長等」という。）は、行方不明システムを効果的に活用するよう努めるものとする。

(行方不明者に係る資料の公表)

第12条 受理署長は、規則第14条第1項に規定する公表をするときは、公表内容を事前に人身安全対策課長と調整するものとする。

2 受理署長は、規則第14条第3項の規定する資料の提供を受けるときは、届出人その他関係する者に対して、事前にその公表する内容、数量等を教示するものとする。

（鑑識課長への送付）

第13条 規則第15条及び規則第20条第3項に規定する送付は、人身安全対策課長が第7条の規定により行方不明システムに登録された当該行方不明者に係る登録状況を鑑識課長に報告することにより行うものとする。

（身元不明死体票の作成）

第14条 規則第16条の身元不明死体票は、別記様式第1号のとおりとする。

（鑑識課長による調査結果の通知）

第15条 規則第17条第1項及び第2項に規定する通知は、身元不明死体票を送付した署長に対しては直接に、受理署長に対しては人身安全対策課長を通じて行うものとする。

（迷い人についての確認）

第16条 署長は、規則第19条第1項の規定による迷い人を発見した旨の報告を受けたときは、行方不明システム等により行方不明者届の受理の有無、過去の保護歴等取扱いの有無等を確認するものとする。

（特異行方不明者の手配）

第17条 規則第21条に規定する特異行方不明者手配（以下「特異行方不明者手配」という。）は、あらかじめ行方不明システムに特異行方不明者手配に関する情報を登録した後、手配先の署長に通知することにより行うものとする。この場合において、他府県署長に手配するときは、人身安全対策課長を通じて行うものとする。

2 署長は、前項前段に規定する手配があったときは、規則第23条に規定する活動の結果を受理署長に通知するものとする。

（行方不明者発見活動協力要請）

第18条 受理署長は、特異行方不明者手配ができない特異行方不明者及び行方不明となった状況等から行方不明者の生命又は身体に危険が生じていることが予測され、かつ、緊急性があると認める行方不明者があるときは、あらかじめ行方不明システムに手配情報を登録した後、必要と認める署長等に通知することにより行方不明者発見活動の協力を要請するものとする。この場合において、他府県署長に協力を要請するときは、人身安全対策課長を通じて行うものとする。

2 署長等は、前項前段に規定する要請があったときは、当該行方不明者に関する情報を取得した場合又は当該要請に基づき執った措置等がある場合は、直ちに行方不明システムに経過情報を登録し、受理署長に通知するものとする。

（行方不明者を発見したときの措置）

第19条 規則第25条第4項に規定する通知は、あらかじめ行方不明システムに発見情報を登録した後、受理署長に通知することにより行うものとする。この場合において、他府県署長に通知するときは、人身安全対策課長を通じて行うものとする。

2 受理署長は、前項前段に規定する通知があったときは、行方不明システムに必要な事項を登録するものとする。

(行方不明者発見時の報告)

第20条 規則第27条第2項に規定する報告は、人身安全対策課長が行方不明システムの登録を解除することにより行うものとする。

(鑑識課長に対する報告)

第21条 規則第28条第1項に規定する報告は、削除通報書(別記様式第2号)を送付することにより行うものとする。この場合において、行方不明者が発見され、又はその死亡が確認されたときの報告にあつては、人身安全対策課長を通じて行うものとする。

(特異行方不明者手配等の解除等)

第22条 規則第29条第1項に規定する特異行方不明者手配の解除は、あらかじめ行方不明システムに解除情報を登録した後、手配先の署長に通知することにより行うものとする。この場合において、他府県署長に特異行方不明者手配の解除をするときは、人身安全対策課長を通じて行うものとする。

2 受理署長は、第18条第1項に規定する行方不明者発見活動の協力の要請を撤回するときは、前項に準じて行うものとする。

(行方不明者届がなされていない場合等の特例)

第23条 次に掲げるものは、規則第30条の規定により、特異行方不明者として行方不明者発見活動を行うものとする。

(1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第39条第1項の規定により精神科病院の管理者から無断退去した入院患者の探索を求められたもの。

(2) 少年院法(平成26年法律第58号)第89条第2項又は第90条第5項の規定により、少年院の長から連戻しのための援助を求められたもの

(3) 少年鑑別所法(平成26年法律第59号)第78条第2項又は第79条第5項の規定により、少年鑑別所の長から連戻しのための援助を求められたもの

(4) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成15年法律第110号。以下「心神喪失者等医療観察法」という。)第24条第5項の規定により裁判所から対象者の所在の調査を求められたもの。

(5) 心神喪失者等医療観察法第99条第3項の規定により指定入院医療機関の管理者から、無断退去した入院患者の所在の調査を求められたもの。

2 前項に掲げるもののほか、規則第30条の規定により規則の措置をとる場合は、署長を届出人として行うものとする。

(細部事項)

第24条 この訓令の実施に関する細部事項は、別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成25年2月1日から施行する。

別記
様式第1号

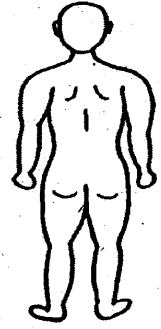
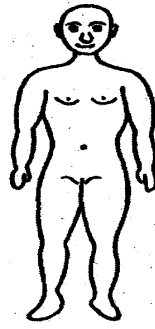
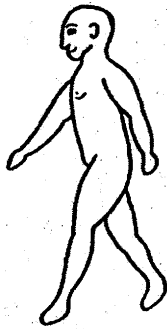
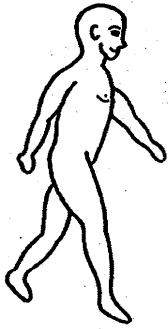
身 元 不 明 死 体 票 (表)

作成年月日		年		月		日		作成署及び作成番号		庁道府県		警察署		年		第		号																																			
性別及び推定年齢	男・女	同伴者	有・無	国籍	死因	検視又は見分の日時	午前・後	年	月	日	発見年月日時	年	月	日	※分類番号	第1分類	第2分類	第3分類	第4分類																																		
	歳位		男名	女名				午後・後	年	月		日	前後	前後																																							
発死の場所	発見死亡	都道府県 市区 町 村					居住地		住所		所持品中の印鑑押印																																										
身 種 別 部 位 形 状 種 別 部 位 形 状 種 別 部 位 形 状																																																					
特 徴	手術こん						欠損						いぼ																																								
	創傷こん						いれずみ						あざ																																								
	火傷こん						灸こん						ほくろ																																								
体 格 ・ 人 相	身長	cm					着 衣	オーバーコート類						ネクタイバンド等																																							
	体重	肥・小肥・中肉・やせ・不明						上ブラウス						下着																																							
	面型	▽ △ ○ □ ⊕ 不明						ズボンスカート着						履物	() cm																																						
	眼鏡	レンズ () 縁 ()						セーターシャツ等						その他																																							
	頭髪							カバンバック類						時計	メーカー名 () 名称 () 角・丸 () 型、金・クローム色側 () 石、日・曜日付、防水 自動巻、() 色、皮・布・鎖バンド付 番号 ()																																						
血 液 型	A・B・AB・O					指 分 類 番 号	十					所持金品等	財布 布 (所持金品)																																								
													飾身具																																								
歯	右 <table border="1" style="text-align: center;"> <tr><td>8</td><td>7</td><td>6</td><td>5</td><td>4</td><td>3</td><td>2</td><td>1</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td></tr> <tr><td>8</td><td>7</td><td>6</td><td>5</td><td>4</td><td>3</td><td>2</td><td>1</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td></tr> </table> 左															8	7	6	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8	8	7	6	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8	その他					
	8	7	6	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8																																					
8	7	6	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8																																						
人 相 写 真 貼 付 欄										身体特徴 着衣 所持品 } 等の写真貼付欄																																											

注 ※印は、作成署では記入を要しない。

身 元 不 明 死 体 票 （ 裏 ）

身 体 特 徴 部 位 図 示



発見時の状況（自他殺、事故死等の認定理由、その他参考事項）

※調査状況（行方不明者届受理票等との対照結果、他府県に対する手配、その他調査事項）

※ 年月日、調査者印

※ 府 県 本 部			警 察 署						
印	責 任 者	自府県行方不明者 届受理票との対照者	取 扱 担 当 者	指 紋 照 会		総 合 照 会	行 方 不 明 者 届 受 理 票 と の 対 照 者	検 視 （ 見 分 ） 者	作 成 者
		警察庁に対する照会		自府県に対する照会					
		月 日		月 日	月 日	月 日	月 日		

注 死者の指紋があるときは、押なつた用紙（又はその写し）の一端を糊付して、添付すること。

様式第 2 号

行方不明者届受理票の写し						年 月 日		
削 除 通 報 書								
身 元 不 明 死 体 票						警察署長		
番号	区 別	受理又は 作成番号	氏 名	性別	年齢	行方不明又は 死亡（推定） 年 月 日	発 見 又 は 身 元 判 明 年 月 日	事 由

- 注 1 区別欄には、行方不明者届受理票の写し、身元不明死体票の別を記入すること。
- 2 事由欄には、行方不明者届受理票の写しについては、帰宅・発見等と、身元不明死体票については、身元判明と記入すること。